令和７年度決算に基づく阿波市健全化判断比率等について

令和７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項並びに第２２条第１項の規定により公表します。

この法律は、市の財政健全化及び公営企業の経営健全化を促進することを目的として制定されました。本市においては、各指標とも昨年度と同様に健全段階となりましたが、自主財源の乏しい本市においては財政が厳しい状況であることには変わりなく、これからも行財政改革に努めます。

平成１９年６月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する指標の公表制度を設け、**財政破綻防止の観点**から、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の健全化等に必要な財政措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

１　一般会計等に係る健全化判断比率

健全化判断比率を算定したところ、下表のとおり、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っています。

	健全化判断比率		早期健全化基準	
	令和7年度	令和6年度	令和7年度	令和6年度
実質赤字比率	—	—	13.03%	13.05%
連結実質赤字比率	—	—	18.03%	18.05%
実質公債費比率	7.0%	7.8%	25.0%	25.0%
将来負担比率	—	—	350.0%	350.0%

参考　経常収支比率97.1%　財政力指数0.36（令和5年度～令和7年度3カ年平均）

２　公営企業会計に係る資金不足比率について

資金不足比率算定したところ、下表のとおり、資金不足を生じた公営企業はありません。

特別会計の名称	令和7年度	経営健全化基準
阿波市水道事業会計	ー	20.0%
阿波市農業集落排水事業会計	ー	20.0%

健全化判断比率等の各比率について

実質赤字比率

◎　一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する当該団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率で、これが生じた場合は赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

〇一般会計等の実質赤字額＝一般会計及び住宅新築資金等貸付事業特別会計の実質赤字額

連結実質赤字比率

◎　公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の、標準財政規模に対する比率で、これが生じた場合は問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があります。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

〇連結実質赤字額＝①＋②＋③の合計額

①　一般会計等に係る実質赤字額（一般会計＋住宅新築資金等貸付事業特別会計）

②　公営事業（公営企業以外）に係る特別会計…国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計

③　公営企業に係る特別会計の資金不足額…水道事業会計、農業集落排水事業会計

実質公債費比率

◎　一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率で、１８％を超えると起債の許可が必要となり、２５％を越えると一部の起債発行が制限されます。

$$\text{実質公債費比率（３カ年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

〇準元利償還金＝①～③の合計額

①　公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金…水道、簡易水道、農業集落排水、公共下水道

②　阿波市が加入する一部事務組合等が起こした地方債の償還財源に充当した負担金

　　対象組合等…徳島中央広域連合、中央広域環境施設組合、阿北環境整備組合、阿北特別養護老人ホーム組合

③　公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出

〇元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

（地方交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金）

将来負担比率

◎　一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率で、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}-(\text{充当可能基金額}+\text{特定財源見込額}+\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模}-(\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

〇将来負担額＝①～⑤の合計額

①　一般会計等の地方債現在高

②　債務負担行為に基づく支出予定額

③　公営企業債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等見込額…水道、簡易水道、農業集落排水、公共下水道

④　阿波市が加入する一部事務組合等が起こした地方債の償還財源に充当する一般会計等からの負担等の見込額

対象組合等…徳島中央広域連合、中央広域環境施設組合、阿北環境整備組合、阿北特別養護老人ホーム組合

⑤　退職手当支給予定額

〇充当可能基金額＝地方債の償還に充当可能な基金（財政調整基金、減債基金外）

〇地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額＝地方交付税の算定で基準財政需要額に算入される見込の元利償還金及び準元利償還金

資金不足比率

◎　公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化を示すものです。
阿波市で対象となる公営企業会計は、水道事業会計と農業集落排水事業特別会計です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

〇資金の不足額＝一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

〇事業の規模＝料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

阿波市の会計区分と健全化判断比率

一般会計等			一般会計
	一般会計に属する特別会計		住宅新築資金等貸付事業特別会計
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		国民健康保険特別会計
			介護保険特別会計
			後期高齢者医療特別会計
	公営企業会計	（法適用）	水道事業会計
			農業集落排水事業会計
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの			基盤整備促進事業
			県営基盤整備事業
一部事務組合・広域連合			徳島中央広域連合
			中央広域環境施設組合
			阿北環境整備組合
			阿北特別養護老人ホーム
			阿北火葬場管理組合
			徳島県後期高齢者医療広域連合
			徳島県市町村総合事務組合
			徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合
地方公社・第三セクター等			該当なし

健全化判断比率

- 実質赤字比率
- 連結実質赤字比率
- 実質公債費比率
- 将来負担比率
- 資金不足比率